

## 個人住民税の寄付金税額控除について

学校法人大正大学への寄付金を寄付金税額控除の対象として条例で指定している下記の自治体にお住まいの方は、**確定申告により**個人住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

- ・ 都道府県  
    東京都
- ・ 市区町村  
    豊島区

※ご寄付をいただいた年の翌年1月1日現在の住所地が上記の方が適用されます。

※控除率は、都道府県は「4%」、市区町村は「6%」となっております。

（都道府県および市区町村とも指定している場合は「10%」となります。）

※寄付金税額控除が受けられる上限額は当該年分の総所得金額等の「30%」が上限となります。

※個人住民税の控除は、寄付をした翌年度の個人住民税から控除されます。

### ■ 個人住民税控除額の計算方法

$$\left( \begin{array}{|l|} \hline \text{当該年中に学校法人大正大学へ寄付した金額 (注1)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{2 千 円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|l|} \hline \text{控 除 率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{個人住民税} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 総所得金額等の30%が上限

参考：総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>